

分譲手続きの流れ

<申込資格>

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない方は申し込みできません。
- (2) 当地区内に土地利用計画を有する個人または法人。(工業・商業団地のみ)
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)、及び「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」(平成22年北海道条例第57号)により、暴力団員及びその関係者からの申し込みは認めません。

<提出書類>

- (1) 分譲申込書
必要事項を記入し、印鑑登録証明書と同じ印鑑を押印してください。
- (2) 添付書類(いずれも発行後3か月以内)
 - ア 個人の場合
身分証明書(本籍地市町村で発行)
印鑑登録証明書 各1通
 - イ 法人の場合
履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)
代表者印鑑登録証明書 各1通
- (3) 土地利用計画書及び土地利用計画図
共同住宅を建築する場合や、工業・商業団地の分譲申込をする場合のみ必要となります。
- (4) 誓約書{第6号様式(第8条関係)}
暴力団等排除の取り組みのため、提出していただいた誓約書に基づき苫小牧警察署へ照会します。
※照会の結果、同署から排除措置がなされた場合は申し込みを認めず所定の排除措置をとりますのでご了承ください。

STEP1

分譲申込書の提出

必要書類を市役所6階管財課に提出してください。(土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)



STEP2

支払方法の選択

- (A) 契約締結時に一括払い
分譲決定後7日以内に契約・代金を一括で支払う。
- (B) 契約締結時(分譲決定後7日以内)に契約保証金(売買代金の10%以上)を支払い、契約日の翌日から30日以内に代金を完納する。



STEP3

売却決定

- ① 申込書類の内容について審査し、分譲を決定いたします。
- ② 売却決定通知書、契約のご案内、契約書案等を送付いたします。



STEP4

契約の締結

- ① 契約に係る費用(収入印紙等)につきましては、購入者の負担となります。
- ② 契約条項、分譲要綱に違反した場合は、契約を解除することがあります。
- ③ 契約を解除する場合は、当該土地を原状に回復して返還していただきます。その際、契約書に基づき、違約金・損害賠償金・原状回復費用等を請求する場合があります。



STEP5

所有権移転登記・土地の引渡し

- ① 土地売買代金の全額納入を確認後、苫小牧市が速やかに法務局に所有権移転登記を嘱託します。
※登記に係る費用(登録免許税等)につきましては、購入者の負担となります。
- ② 所有権移転後、現状にて土地をお引渡しします。